

財政家としてのダイシー-その同時代人との比較において-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小山, 廣和 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1378

【論説】

財政家としてのダイシー

——その同時代人との比較において——

小山 廣 和

目次

- I. 生い立ち
- II. 二つの著作
- III. 民主主義観と租税
- IV. 財政家としてのダイシー
- V. 結びにかえて

I. 生い立ち

ダイシーは、なぜ、一九一〇年歳入法に反対したのだろうか。時計の針を反対に回してダイシーがそうなるに至るまでの個人的・思想的その他諸々のファクターのうち若干の点について、遡って考えてみたい。

ダイシーは、一八三五年に、レスターシャー県のクレイブル・ホールで、『ノーザンプトン・マーキユリー』(Northampton Mercury)という新聞の社主であり、その地方の有力者であつた父親と、貴族でもあつた著名な法律家ジェームズ・ステイブン卿の娘(アン・メアリー・ステイブソン)であつた母親との間に、長男として生まれた。ダイシーは未熟児として誕生し、幼い頃から虚弱な体質であつたため、家庭の中で母親から教育を受け、成人してからもつねに母親に見守られていた。そのせいか、宗教的には、熱心なエバンゲリアン(Evangelian)——イングランド国教会の福音派——であつた母親の影響を強く受け、終生、英国国教会の信者として通した。ダイシーは、アナン卿の表現を借りれば、「行動的で経営感覚に富み、政治的には自由主義者の父親とウィクトリア朝時代の知的な貴族(Victorian intellectual aristocracy)の母方の血を受け継いで生まれたことになる。⁽¹⁾父親からは、古典的な自由主義(classical liberalism)を受け継ぎ、⁽²⁾後年、動揺はあつたものの、終生、決してこの主義を捨てることはなかつた。優れた分析力と表現力も、⁽³⁾父親譲りで、それは、ダイシーが一九世紀の古典となる『憲法研究序説』や『法と世論』の著作に、いかんなく発揮されている。

「ヨーロッパにおける諸革命の年」といわれた一八四八年の諸々の事件に、一三歳のダイシーは、政治的関心を引き付けられ、その時の衝撃はダイシーの一生の方向に決定的な影響を与えた。⁽⁴⁾ダイシーは、三歳年下の親友ジェイムズ・ブライス⁽⁵⁾(Lord James Bryce, 1838-1922)へ、後年、一九一八年一月一二日付のブライス宛ての手紙の中で、「一八四八年の諸事件が、私の心のすべての知的関心を政治および憲法上の論争に向けさせた」と書いている。⁽⁶⁾

一八四八年という年は、フランスでは、二月に出版されたK・マルクスとF・エンゲルスの共著『共産党宣言』に依りて、パリの学生と労働者が町を占拠し、ルイ・フィリップを廃位させ、革命家たちが新フランス共和国を宣言し(フランスの「二月革命」)、『共産党宣言』が実質的にヨーロッパのあらゆる言語で出版され、ベルリン、ブタペスト、ウィーンに革命の火の手が広がつた年である。プラハで革命が起こるが、オーストリア軍に鎮圧され、ローマの革命家が教

皇庁で首相を暗殺し、教皇はガエタへ逃亡、ミラノでも、市民が四日前のウィーンの蜂起を耳にして、二月一七日にオーストリアの支配者に対して反乱を起こした。イギリスでは、一八四二年のチャーティスト運動が復活し、前年ノッティンガムから議会に選出されたオコナー (Peargus O'Conner, 当時五四歳) が一八四八年に六〇〇万人の署名を集めたというチャーティスト請願書 (Chartist petition) を提出するが、四月一〇日に予定されていたチャーティスト運動のデモは、反乱を憂慮した政府がロンドンに守備隊を配備したため中止された (政府は、チャーティスト請願書の署名は、二〇〇万人に満たないと発表した)。いわば、一八四八年は、チャーティスト運動が頂点に達し「革命の前夜」を思わせるような状態にあった。アイルランドでは、前年の飢饉とジャガイモの作柄が良くなかったのに、なおも続く食糧品の高値に不穏な空気がみなぎり、イギリスは人身保護法 (The Habeas Corpus Act) を一時停止した。⁽⁷⁾

ダイシーが、一生を通じて、アイルランド問題にかかわるきっかけの一つがここにある。また、後年、オックスフォード大学で巡り逢い無二の親友となる J・ブライスが一八三八年にアイルランドのベルファストで生まれたスコットランドの貴族の「御曹司」であったことも、ダイシーのアイルランド問題への生涯の取り組みに大きな影響を及ぼしていると思われる。

その J・ブライスと、ダイシーは、一八七〇年に、アレクシス・ド・トックヴイル (Alexis de Tocqueville, 1805-59)⁽⁸⁾ にならつて憧れのアメリカ合衆国へ一緒に旅行・滞在している。このことは、ダイシーが、後年、『憲法研究序説』や『法と世論』などの執筆に際して、比較法的アプローチの観点からイギリスの憲法を分析するのに役立ただけでなく、アメリカ滞在中に、従兄のレスリー・ステイヴン卿 (Sir Leslie Stephen, 1832-1904)⁽⁹⁾ の紹介により、多数のアメリカの法律家たちと親しくなり、とくに、ホームズ (Oliver Wendell Holmes, Jr., 1841-1935) —アメリカ合衆国最高裁判所裁判官 (一九〇二—三三年) —とは、それ以後、ダイシーが一九二二年に逝去するまで交友関係が続くことになる。⁽¹⁰⁾ ダ

イシーは、アメリカ旅行から帰国後の一八七二年にポーツマス出身の国会議員の娘エリナ・メアリー・ボナム・カーターと結婚した。少年時代の夏に、避暑のために家族とともにヨーロッパへ出かけたときに、同じ避暑地に彼女も家族とともに来ており、それ以来家族ぐるみの交際が続いていたのである。

II. 二つの著作

ダイシーが一八八五年に上梓した『憲法研究序説』は、I・ジェニングスが指摘するような一八八五年のイギリス憲法の状況をホイッグ史観で見、問題にしていたのではなく、政治とは切り離された純粹な法理論として——J・オーステイン (John Austin, 1790-1859) の「分析法学」の方法をベースにして——憲法の原理を論じたものであるのに対し、一八六九年に書物として刊行されたW・バジヨットの『イギリスの国家構造』(『イギリス憲法論』)——初めは、*The Fortnightly Review* 誌の創刊号(一九六五年)から連載されていたものを書物の形にして刊行した——は、バジヨット自身が「第二版への序論」(Introduction to the Second Edition, 1872)の中で記しているように、「本書は、一八六五年、六六年の時期に限定して、大雑把にいえば、パーマストン卿の時代において(実際に)機能している、ありのままのイギリス憲法」⁽¹²⁾を記述したものであった。ここには、学者の資質をもったダイシーと、ジャーナリストとしての鋭敏な感覚をもち、銀行経営者として日々、経済と政治の現実をリアルに観察し意思決定していたバジヨットの、対象であるイギリス憲法に対するアプローチの仕方の違いが明確に出ている。ダイシーは、『憲法研究序説』を執筆するにあたって、当時のイギリスの多くの憲法学者がそうしたような、憲法史的なアプローチ (so-called "Historical Approach") を採らず、従って、その分析は、歴史的順序に従ってなされておらず、「主権」とは何か——あるいは「主権者」は誰か——

—という様な、アプローチの方法 (so-called “Conceptual Approach” or “Categorical Approach”) を選択したのである。この方法をダイシーが採用することにした背景には、J・オースティンがヴィクトリア朝時代の法理学 (jurisprudence) を他の追隨を許すことなく支配していた⁽¹³⁾ という事情がある。一方、W・バジヨットは、「生きている憲法」(“a living Constitution”)——バジヨット自身の「第二版への序文」中の冒頭の文章の中の言葉——の、当時における現実の機能⁽¹⁴⁾ がどうなっているかに関心があったので、機能的接近方法 (so-called “Functional Approach”) によつたのである。そのバジヨットの『イギリスの国家構造』について、ダイシーが『憲法研究序説』の「初版への序文」(Preface to the First Edition) の中で次のように書いている。「憲法の諸原則に関する著書は、その範圍と目的とにおいて、近代議會政治のわが国の複雑な制度の実際的作用を分析しているバジヨットの比類のない名著『イギリスの国家構造』」(Bagehot's incomparable English Constitution)。また、同書の別の箇所では、「バジヨットほどイギリス政治の複雑な作用を明らかにすることに貢献した近代の著者はいない(これは確信をもっているであろう)。彼の『イギリスの国家構造』は、明晰さと独創性と機知に満ちているために、それがまたいかに知識と英知と洞察に満ちているかを知っている研究者は少なう (His English Constitution is so full of brightness, originality, and wit, that few students notice how full it is also of knowledge, of wisdom, and of insight)。たとえば、バジヨットが内閣政治の現実を描いた軽い筆致はきわめて面白いために、バジヨットが内閣の眞の性質と、内閣と国王および国会との眞実の關係を實際の事實に従つて説明した最初の著者であつたことを読者に忘れさせるほどである。要するに、彼は複雑な事柄を非常に完全な明晰さで説明したので、こんにちも明らかなものが、かつては説明を要するものであつたことを公衆 (the public) に忘れさせるような稀な教師の一人である」⁽¹⁵⁾。

一八七二年に、当時の内閣が、陸軍における官職購入制度を廢止する法案を庶民院で通過させた。その法案は、貴

族院で拒否された。そこで、内閣は、購入〔制度〕は国王令状、すなわち、大権の行使に非常に似かよったものによつて廃止され得ることを発見した。そこで、その制度は、ただちに廃止された。⁽¹⁶⁾

バジョットは、一八七二年版(第二版)の『イギリスの国家構造』〔序論(Introduction)〕の中で、次のように書いた。
 「本書の中で、私は、女王が国会に相談することなくいかに多くのことを成し得るかを入々に語れば、非常に大きな驚きを与えるだろうと述べたが、これは確かにそうであつた。というのは、(貴族院が陸軍の購入〔制度〕を廃止するための法案を拒絶した後に)、女王が、大権の行使によつてそれを廃止したとき、大きな、そして一般的な驚きが生じたからである。(中略)

女王は連合王国のすべての市民を男であれ女であれ、貴族にすることができた。女王は、全ての犯罪者に恩赦を与えることができ、……我々の軍隊を解散させることによつて諸外国に対し、我々を無防備にさせることができた。⁽¹⁷⁾

ダイシーは、一八八五年に刊行された『憲法研究序説』の中で、このバジョットの文章を引用し、次のように書いた。
 「国王の大権が国民の特権となつており、庶民院が眞の主権者をますます直接に代表するようになるだけ、いかに広くその特権が著しく拡張されていくかを知りたいと思ふ者は、法律上国会に相談することなく国王によつて今日でも行使され得る権限についてバジョットが記述した言葉を重視すべきである。そしてまた、これらの権限は、今日では、国王の公僕としてではなく、選挙民の命ずるところに従う代議制議院の眞の公僕である内閣によつて行使され得る、ということが銘記されるべきである。」⁽¹⁸⁾ (傍点・小山)

一八八五年のダイシーは、一八七二年のバジョットの見解を重視すべきであると一応、認めたと上で、選挙民の選挙を通じて組織された内閣に、国王大権が徐々に移行し、第二次選挙法改正による選挙権拡大に伴つて議会制民主主義への道の方向を強調している点に、「残存している国王大権」に関するバジョットとダイシーの見解の相違を読みとる

ことができる。この見解の相違は、一つには、バジヨットのデモクラシー観、「活力のある中庸な」保守主義とダイシーのデモクラシー観および個人主義的自由主義という思想的立場の相違から発するものであり、また、もう一つには、一八七二年と一八八五年の間の世論の民主化への動向によるものであろう。

J・S・ミルが『代議政体論』を刊行した一八六一年頃でさえ、議会の組織は変化していた。とくに、アメリカで起こった南北戦争 (American Civil War, 1861-65) ——それは、ダイシーによれば、寡頭政治 (oligarchy) と民主政治 (democracy) との争いだと、みられた——の終結は、アメリカにおける新しい民主主義の時代を切り開いていった。⁽¹⁹⁾ イギリスも、この影響を受けてさらに民主化、すなわち選挙権の拡大へと展開していくのである。⁽²⁰⁾ 「一八六六年から一八八四年の民主主義的運動 (democratic movement) は、ある観点から見れば一八三八年から四八年にかけてのチャーティスト運動よりも緩和されている (穏健である、moderate) が、他の観点から見れば、あのチャーティスト運動よりむしろかに遠大な (far reaching) 運動であった。」と A・V・ダイシーは述べている。

「一八三三年の『小山・加筆』偉大な選挙法の改正は、中流階級 (the middle classes) のために、中流階級によって実施された。それは、個人主義 (individualism) の原理に適合する立法を欲したがゆえに、議会の構成 (the constitution of Parliament) を変化させようと強く熱望した (desired) 人々の仕事であった。一八六七年から一八八四年の選挙法の改正は、労働者階級の希望に従い、またその援助を得て実施された。労働者階級は、あいまい且つ不明確ではあるが、社会主義または団体主義 (socialism or collectivism) の理想の達成を推進するような諸法律を強く熱望したのである。⁽²¹⁾」

ダイシーの『憲法研究序説』の初版が上梓されたのが、一八八四年の第三次選挙法改正の翌年であることに、注目する必要があると思われる。⁽²²⁾

一八六四年に至って、蔵相グラッドストーンは、労働者階級の中には静かな変化が起こりつつあることを強く意識し、

その意識がグラッドストンの視野を「財政の世界」から「大衆の世界」へと拡大させることになる。グラッドストンは、労働者の地位が個々に向上することを期待しながらも、労働者が連帯して行動に立ちあがることについては反対であった。しかし、現実には、労働者の連帯した運動は、チャーティスト運動の敗北ないしは挫折以降、着実に進められ、熟練労働者を基盤に堅実に組織された労働組合、生活協同組合、住宅建設互助会などが組織された。これらの組織は、個人主義的自由主義者（たとえば、ダイシー）の眼からみると、一方で、「階級戦争」の手段・温床であるとして非難されるべきものであったが、他方、労働者の自立の場として歓迎せざるを得なかった。これらの労働者の組織化と選挙権の拡大に呼応する形で、一八八四年に実現されることになる第三次選挙法改正へ向けた準備が始まっていったのである。⁽²³⁾

また、一九〇五年に、当時七〇歳のダイシーは、『法と世論』の中で、次のように述べている。「一八七二年——それは一八六七年の選挙法から五年以内である——に出版されたH・フォーセット(H. Fawcett)の論文集は、穩健かつ同情ある態度で社会主義を批判した一著作家が、その時代の感情と戦いつつあることを感じたことを示すものである。六年後の一八七八年に、工場に関する諸法律(the Factory Acts)で婦人の自由に課せられた諸制限に対し、H・フォーセットは勇敢に抗議した。彼は、明らかに滅びた大義の擁護者であったのだ。一八八五年には、急進論者のプログラム(the Radical Programme)が現われた。それは、社会主義の方向での諸改革を要求した。これらの諸改革は、レッセ・フェール制度(laissez faire system)の死の甲鐘を鳴らすだろうと思われる。民主主義(Democracy)は前進すべきである。そして『たぶん加速度的歩調でなされるべきその前進の到達点は、最近の四分の一世紀の立法が向いつつあった方向にある到着点である。——換言すれば、強者に反対して弱者のためにする国家の干渉(intervention of the State)、『資本に対して労働のためにする国家の干渉、また、奢侈と安逸(Luxury and ease)に対し貧窮と苦悶(want and suffering)

のためにする国家の干渉⁽²⁵⁾、これである。』このプログラムによれば、無料の教育、すなわち両親のではなく国家の費用とする教育、『(動物を用いず) 鋤を用いて耕作する畑 ("cottage farms") 及び、自作農保有地 (yeomanry holdings)』が、何らかの形で、国家の費用で、供給されるべきこと、一八四五年の土地囲い込み法 (Enclosure Act) に体现されたベンスラムの政策の完全な破壊、貧民のために都市に良好な住宅を国家の資金 (resources of the State) を使用すること、累進所得税 (a graduated income tax)、公用のために私人の土地を最低の市場価格で収用できる国家の権限の著しい拡張、これらが、選挙民 (the electorate) に提供され、あるいは、約束された諸利益 (advantages) である。一八八五年には、立法的世論 (legislative opinion) の流れの方向が、急進主義の指導者たち (the Radical Leaders) の方針に沿って流れつつあったとみなされていたことを、なんぴとも疑うことはできない。急進主義の指導者たちは、それが、完全に団体主義 (collectivism) の方向への転換だと信じたが、誰も彼らの信念が誤っていたとはいえない。⁽²⁶⁾』

ダイシーは、こう述べたあと、すぐ、次のように付け加えている。国家の干渉 (State intervention)、特に立法の形式による国家の干渉の有益な結果は、直接的かつ即時的であり、いわば眼に見えるものであるのに対し、国家の干渉の有害な結果は、徐々に且つ間接的であつて、眼に見えないものである。⁽²⁷⁾一九〇五年にこのように述べたダイシーは、一九一四年には、同じ著書『法と世論』に新たに付加した「第二版への序論 (Introduction to Second Edition)」の中の(c) 4「イギリスにおける議会制民主主義 (Parliamentary Democracy) の到来」の箇所では、次のように書かずにはいられなかった。

Ⅲ・民主主義観と租税

「民主主義 (Democracy) は、もしその言葉がいつでも使わねばならぬ使い方で統治の一形式 (a form of government) の意味に使用されるなら、団体主義 (Collectivism) とは、何ら必然的な関係を有しない。それにも拘らず、議会の選挙権の拡大 (一八六〇—一八八四年) が、イギリスの公生活 (Public life) の現状と結合して、社会主義者の勢力 (the influence of socialists) を次の理由により増加、しかも、しばしば不当に増加したことは真実である。(後略)」。

また、ダイシーは、同じ序論の D 「第二〇世紀初頭以来の立法的世論 (Legislative Opinion) の反対思潮 (Counter-Currents) および異なる思潮 (Cross-Currents)」の中で、「異なる思潮 (A Cross Current) —— 団体主義が高く (↑) とすなわち、その財政負担に対する反対」の見出しの下に、次のように書いている。

「社会主義的な統治は費用のかかる統治である。(Socialistic government is expensive government.) これは、偶発的な特質ではない。というのは、真の団体主義者すなわち社会主義者は、『人民の懐中で実を結ぶ』 (“fruition in the pockets of the people”) ようにしてやれる金は、一銭も残しておかぬからである。このこと理由は明白である。わが国の社会主義者は、国家によって保持されない金銭は、もし仮りに実を結ぶとすれば、百万長者や公爵達のような富者の懐中で実を結び、それは収税吏 (tax collector) に取り上げられて立派な貧民 (the worthy poor) —— 貧民は、いつだって立派 (worthy) である —— に国家の行為によって分配されるまで、長時間労働で低賃金の賃金労働者 (overworked and underpaid wage-earner) には決して渡らない、と信じている。このような論法または感情は、勿論、政府の超人的睿智により労働者の利益のために振り向けられる止めどない支出 (profuse expenditure) に使用するために、巨大な歳入

を徴収するようにさせる。

次の叙述は、イン格蘭ド（ウェールズを含む）の国税納税者（tax-payer）および地方税納税者（rate-payer）に課された税額の計り知れない増加を示すものである。

税負担（*The Burden of Taxation*）——イギリスの国税納税者および地方税納税者は、二重の課税システムの重圧を負っている。

(1) 国税すなわち厳格な意味における諸税（*National Taxation, or Taxes, in the Strict Sense of that Term*）のような課税は、議會制定法（*Act of Parliament*）によつて直接、課せられ、連合王国（*The United Kingdom*）のすべての納税者（*tax-payers*）にふりかかる。一九〇八—〇九年から一九二—三年に至る五年間の各年の連合王国の全歳入は、国税によつて徴収された限りにおいては、統計で次の通りである（一九二—三年連合王国財政報告書（*Finance Accounts for the United Kingdom, 1912-1913*）および *Whitaker's Almanack, 1914, p.500.*）

1908—09	£125,550,000
1909—10	£105,230,000
1910—11	£175,162,000
1911—12	£155,040,000
1912—13	£154,753,000

換言すれば、国税で徴収された歳入は、この五年間（一九〇八—〇九年から一九二—三年まで）に二九二〇万三〇〇〇ポンド増加したのだ。

さて、これらの諸事実の意味は、現在の連合王国の歳入と一八八五—八六年の連合王国の歳入とを比較すれば、一

層、明瞭になる。一八八五—八六年には、国税により徴収された歳入は、七四九二万七〇〇ポンドだった。ところが、一九二—一三年の歳入は、一億五四七五万三〇〇ポンドである。二七年間に、国税は七九八二万六〇〇ポンド増加した。すなわち、一年平均、三〇〇万ポンド弱、増加したのだ。要するに、国税収入は、一九二—一三年には、一八八五—八六年の歳入の、少なくとも二倍になったのである。(国税のうち、たとえば所得税を例にとってみると、一八八五—八六年に、所得税を課された人々は、一五二六万ポンドを支払った。一九二—一三年に彼らは、四四八〇万ポンド支払った。所得税は二九五〇万ポンド以上、増加した。課税の重圧が少しでも減ずることを期待できるような理由は、少しもない。国税納税者に正式に回付された告知 (the notice officially sent round to tax-payers) は、一九二—一四年度の国家費用を一億九五六四万ポンドと見積もっている。)

一八八五—八六年という期間は、注目の価値がある。最後の有名な選挙法改正法が一八八四年に可決され、連合王国を通じて戸主選挙権 (Household Suffrage) に基礎をおく民主主義的政治 (democratic government) が確立した。⁽²⁸⁾ 一八八五年からは、国税で徴収された歳入の漸次的な増加が認められる。もつとも、この増加は、約一〇年後に至るまでは、あまり顕著ではなかった。一八八五—八六年に徴収された七四九二万七〇〇ポンドと、一九二—一三年に徴収された一億五四七五万三〇〇ポンドとの対比は、着目に値する。それから引き出される結論が何であろうと、この点は、看過できない。しかも、イングランド住民は、以上で述べた国税だけでなく地方税も課されているのである。

(2) 地方税 (Local Taxation) すなわちレイト (public Rates) —— このような課税は、議会制定法により、イングランドで権限を付与された無数の地方団体のうちの若干の地方団体によって、直接、賦課される。国税と地方税とを賦課される租税の重圧 (租税負担) を知りたければ、次の一九〇七—〇八年、一九〇八—〇九年、一九〇九—一〇年、一九〇一—一一年の四カ年の国税および地方税 (public rate) を合計すると便利であろう。このような比較対照をするには、

国家歳入のために徴収された額の計算から租税外収入をすべて除外するのが最も良いであろう。その結果は、次の通りである。

一九〇七—〇八年には、国税および地方税の負担は、合計一億八九四万七五七七ポンドであり、一九〇八—〇九年には、一億八六七万八二〇三ポンドに、一九〇九—一〇年には、一億六八四万一一六四ポンドに、そして、一九一〇—一一年には、二億四〇二三万三三三ポンドに達していた。

一九一〇—一一年以後については、イングランドで徴収された地方税の完全な統計は未だ利用できないから、イングランドの地方税納税者が一九一—一二年および一九二—一三年に、いくばくかを国税に付け加えて地方税の態様で支払ったかを正確に示すことは現時点では、不可能である。しかし、もし一九二—一三年に賦課された地方税が一九一〇—一一年に徴収された地方税よりも多い額でないと仮定すれば、その税額は、少なくともその年に租税として徴収される額に加えねばならない。すると、その結果は、国税および地方税は合計で、最低、二億一八〇一万三九四〇ポンドに達することになる。しかし、一九二—一三年の地方税は、一九一〇—一一年の地方税よりも一〇〇万ポンド以上は超過することになるだろうと、實際上、確信できるから、これによって一九一—一二年の国税および地方税の総額は、少なくとも二億二〇八二万六一三三ポンドとなるであろう。国税納税者および地方税納税者より徴収された巨額の税額から、少なくともかなりの蓋然性をもって、若干の推測ができればよい。

すなわち、こうして租税の重荷(租税負担)は、徐々に、個人の自由に対して、計り知れない制限を形成しつつある。というのは、租税は、その形式を問わず、一定の割り当てられた人々にいつでも課されるので、その人々の自由な活動の手段に干渉するものであることを、つねに忘れてはならないからである。六〇年前のオールド・リベラリズムは、安価な統治(cheap government)を目的とし、真の民主主義的な統治(true democratic government)の生血(life-blood)

である個人の活動 (individual-energy) を奨励した。さらに、重税は公共の危険の源泉 (source of public danger) である。外国の侵略があれば、限度以上の過大な税負担を課せられたイングラントは、たとえドレッドノート型 (Dreadnought) の巨大戦艦をもつて十分に準備されていたとしても、ほんの数ヶ月たつうちに、防衛できないイングラントであることがわかるかもしれない。この危険は、もし人民大衆および選挙人大衆が、彼らの繁栄のために益々、国家の援助に頼らうとするようになると、非常に増大するだろう。最近の『コベット伝』⁽³⁰⁾ (Life of Cobett) は、アミアンの平和条約 (Peace of Amiens, 1803) がロンドンの群集 (mob) に大変人気があつて、彼らは勝ち誇つてフランス使節の車を家まで引張つたくらいだと記している。もし養老年金あるいは保険および失業手当の額を切り下げることが必要になつたら、まったくの防衛戦争さえも遂行することが困難であることを何人も疑うことができない。しかし、ここで、我々は、過度の課税 (excessive taxation) に対して次第に高まりつつある嫌悪が、おそらくは、より富裕な階級だけでなく、租税の重圧下に圧迫されて全く貧者の地位に陥し入れられつつあると感じている商人 (tradesmen) および熟練労働者 (skilled artisans) という多数の中流階級 (middle class) をも駆り立てて、それ以上の社会主義的な、費用のかかる実験 (costly experiments) の停止を叫ぶに至らしめるだろう、との考慮に到達するのである。このようにして、愛国心と帝国主義とは、過度の課税を益々、我慢できなくするであろう (Thus patriotism and imperialism may well reinforce impatience of excessive taxation)。そして実際に社会主義者の進歩に敵対する、新しい反対思潮を創造するであろう。思慮があり、公共的精神のあるイギリス人 (Englishmen of wisdom and public spirit) が、イギリスの偉大さと独立を守るために、つねに保持されるべき国家の資金 (the resources) を、有益な実験 (benevolent experiments) にさえも浪費することを禁止するのも当然であろう。⁽³¹⁾ (傍点・小山)

このようにダイシーは述べたあとで、次のように結論する。

「私があえて示唆しようとする最後の考察は、必然的に質問の形式をとる。イングランドにおける団体主義の進歩 (progress of collectivism) に関し、合理的な人が抱く希望は何であろうか？ 驚くほど楽天的な性格の人でなければ、社会主義的立法 (socialistic legislation) と民主主義的立法 (democratic legislation) との結合が、この国に最も重大な危険をもたらさうだ、ということを確認するにはいられないだろう。我々はこれよりも尚、一步を進めて、もし現在のよう個人主義 (individualism) の上に建設されているイギリスの歴史の過程を注視し、もしくは、現在、そうであるように最大の商業社会 (commercial communities) に適合する思想に根拠を置いたイングランドの社会の現実の状態を注視するならば、社会主義国家へのイングランドの転形 (transformation) は、絶対に不可能なことに思われる、と指摘できる。しかしながらこの事実は、多少とも社会主義的な理由に基づいて現在主唱されている法律または慣習の断然たる改革 (definite reforms of law or custom) への感情の断然たる改革 (definite reforms of feelings) へも、イギリス人に採用されて、成功するかもしれないという予想を阻むものでなく、実際、このような予想を助長するのである。この希望達成の可能性は、最善の形式における民主主義 (民主政治) が一階級の利益に留意しないで——たとえその階級がイギリスの住民中の大多数で且つ最も貧しい者から成つていようとも——少なくとも全国民の利益 (the interest of the whole nation) に留意する統治 (a government) となりうる、という仮定を基礎とする。……イギリスの民主主義は、イギリス国王が中世期に自己の力を知つたように、一六八八年の名誉革命後イギリスの貴族社会が自己の力を知つたように、また一八三二年ないし一八六六年に中流階級が自己の力を知つたように、今や自己の力を知っている。この歴史的回顧は、非常な希望を暗示する。わが国の最善の国王、最も賢明な貴族、最も仁愛で慎重な中流階級は、各自しばしば大変無知と著しい利己とを發揮したけれども、国家全体の安寧 (the welfare of the whole country) を顧慮して誠実に統治しようと努めた。

イギリスの民主主義が、過誤を犯そうとする大きな誘惑の下にあって、一六八八年の貴族または一八三二年の一〇ポンド戸主 (ten-pound householders)⁽³²⁾ たちが發揮したと同じ公德 (public virtue) を發揮することは、期待されるべきであるというより、むしろ希望されるべきである。我々の希望が充分根拠があるか否かの問題については、ときの政治上の共鳴や鬭争によって影響されるイギリス人の判断よりも——それは影響されるに違いないのだが——知識も同情もある外国人の意見の方が、一層注意する価値がある。ローウエルはたいいてのイギリス人よりも完全にイギリス憲法を研究した。彼はまた、いかなる最近の著述家よりも一歩進んで、イギリスおよびアメリカにおける世論 (public opinion) の分析を行った。さて、我国について彼はいわく『イギリスの政治組織 (“the political system of England”) は、決して専制君主政体 (an absolute monarchy) でなく、また伝統的タイプの民主政体 (“quite a democracy of the traditional type”) にもいまだかつてなつたことがなく、かえつて常に一時代の諸形式を次の時代へ移送し、かくてそれらの長所 (virtues) を結合した』⁽³³⁾と。この語句は、合理的なイギリス人の抱負を暗示する。我々が一九世紀の個人主義的美徳と法律とを二〇世紀に移し、そしてそこで、それらを來たるべき時代の社会主義的美徳 (the socialistic virtues) と混合しうることが希望されるだろう。(中略)

思慮ある人は、これらの事情の下にあっては、アレキシス・ド・トクヴィルの語を受け入れるのがよいであろう。

『社会主義は、一八四八年の社会主義者が正当に負わされた侮蔑の中に埋没したままでいるだろうか？ 私はそれについて答えずに次の質問をする。私は、近代社会の組織法が時がたつにつれて非常に変更される、ということを疑わない。それらは、すでにその主要部分の多くにおいて変更した。しかしそれらが、他の者により破壊され、とつて変わられるようなことがあるだろうか？ それは、私には実行不可能のように思われる。もはやそれ以上私は言わな。なぜならば、世界の昔の状態を一層研究するにつれて、そして現時の世界の状態をもっと詳細に見るにつれて、ま

た、こんにち法律のみならず、法の原則の中に遭遇すべき非常な多様性と、人がなんと言おうとも、今でさえも、地上において財産権により採用され保存される異なった諸形式とを考へるときに、人々が、必要な制度だと称するものが、しばしば人々の慣れてしまつた制度であるにすぎず、かつ社会組織の事項においては、可能性の分野は、それぞれの社会に生活している人々が想像するよりも、ずっと広大だ、ということ⁽³⁴⁾を、私は信じたくなるからである。」⁽³⁵⁾

このように、ダイシーは、『法と世論』の「第二版への序論」——それは、七二頁に及ぶ長いもので、一つの論文である——の最後を、トクヴィルの文章を引用する形で締めくくつてゐる。一九〇五年に本書の初版を出して、英米をはじめヨーロッパ大陸で好評を博したが、それから九年後の一九一四年には、初版の本体そのものには手をつけず、長い「第二版への序論」を巻頭に付加する形で、初版以降の九年間の変化を付記する方法をとつた。この方法は、バジョットが、一八六七年に『イギリスの国家構造』を出版してから一八七二年に、初版の本体そのものには手を入れずに、五五頁に及ぶ長い「第二版への序論」を付加した方法と同じものであつた。

ダイシーの本書は、同著第一版の序文にダイシー自身が記しているように、一八九八年にアメリカのハーバード大学からロー・スクールの学生のために、一九世紀のイギリス法制史について短い連続講義をして欲しいとの招待を受けて始められたものであつた。ダイシーは、このテーマについてその当時までに断片的な小論説を書いてはいたが、『法と世論』は、ダイシー自身がその序文の中で認めているように、歴史研究ではなく、メイトランドのような本格的な歴史家の眼からみれば、その内容には不満がかなりあつた。⁽³⁶⁾ダイシー自身は、一九世紀の一〇〇年間のイギリス法の発展とイギリス法思想の変化とをつなぐための推論あるいは考察の著作であると言つてゐる。この「一九世紀における」法と世論』は、その意味で、十分な研究と検討の結果、得られた結論を整理したものではなく、アイディアが先にあつて、それに適合する素材を探してまとめたもので、歴史は執筆者の主観を混じえずに書かねばならないとする

当時の風潮には反するものであった。ただし、ダイシーは、執筆にあたって、ウィルソンとレスリー・ステイーンという二人の歴史専門家の助力を受けてはいる。一八八五年に初版が上梓され、同じく名声を博し、多くの版を重ね、今日でもイギリス憲法の古典として読み継がれている『憲法研究序説』が“Conceptual Approach” or “Categorical Approach”の方法で書かれているのに対し、『法と世論』は“Historical Approach”の方法でまとめ上げられている。という接近方法論上の差異はあるが、両者とも、古典的名著として、現在に至るまで命脈を保っている。

IV. 財政家としてのダイシー

ダイシーは、一般に、税財政と統治構造(Constitution)との関わりというテーマないしはトピックスにあまり関心がなかったように一般に考えられている。しかし、『法と世論』の「第二版への序論」の中では、すでに長々と引用・紹介したように、並々ならぬ注意を払っていたことがわかる。このように詳しい数字を列挙し、分析・検討を加えることができたのは、ダイシーが、一八七六年に、法務総裁のJ・ホーカー卿(Attorney General, Sir John Holker)によつて、内国歳入庁(Inland Revenue)——日本の国税庁に相当する——のコミッションナー付顧問弁護士(Junior counsel to the commissioners)に任命され税について、実務経験を一八九〇年まで積んでいるからだと考えられる。⁽³⁷⁾ 私見によれば、ダイシーは、憲法(統治構造・国家構造)と税財政との密接な関連について、決して無関心でも、無知でもなく、この両者の関連が、立法や世論に与える影響を十分に承知していたからこそ、すでに本稿でその一部分を抜粋・紹介したように、具体的に、いささか長い説明を、同書「第二版への序論」で行ったのである。この部分に関する記述から読みとれることは、ダイシーが、「安価な政府」を支持し、グラッドストーンと同様に、ヴィクトリア朝中期の税財政観

を支持していることである。すなわち、この点でも、ヴィクトリア朝中期の「時代精神」(Zeitgeist)であつた個人主義的自由主義への信奉と符節が合つてことになる。初めて本格的なダイシーの伝記を書いた、アメリカ人歴史学者のR・コスグロウブ(Richard A. Cosgrove)も、三〇〇頁余りのその著書『ザ・ルール・オブ・ロー——アルバート・ベン・ダイシー——ヴィクトリア朝時代の法律家』(一九八〇年)の中で、何度も繰返し、ダイシーが、ヴィクトリア朝の中期の(mid-Victorian)典型的な法学者であると強調している。コスグロウブによれば、ダイシーは、後年、自身で誇らしげに、自らをヴィクトリア朝中期の改革者(a mid Victorian reformer)と呼んでいたといふ⁽³⁸⁾。ダイシー(一八三〇—一八七七年)は、長命で八七歳まで生き永らえることができたが、基本的には、短命であつたバジョット(一八二六—一七七年)や、グラッドストーン(一八〇九—一九九九年)、その政敵B・テイズレーリ(一八〇四—一八八一年)、この二人の有能な政治家をイギリスの国益のために上手に活用したヴィクトリア女王(一八一九—一九〇一年)およびJ・S・ミル(一八〇六—一八七三年)とほぼ同時代の空気と事件——ヴィクトリア朝中期の「時代精神」——を吸い込み、それに強く規定され、影響を受けた人物の一人なのである。この六人は、思想も個人的境遇も、「生まれも育ち」も異なるが、一八三二年、一八四八年、一八六一—六五年(アメリカの南北戦争)、一八六七年をともに自分の眼でみ、または、肌で感じることできた、四つの「事件」の経験を共有する「同時代人」であるとみてよいと思われる。

ダイシーが、『法と世論』の「第二版への序論」中の「結論」を、トクヴィルの言葉で結んでいることに注目する必要があると思われる。すでに触れたように、ダイシーは、一八七〇年、まだ独身時代の三五歳の時に、J・ブライースとアメリカ旅行に出かけている。その時には、トクヴィルの『アメリカの民主政治(上)(下)』(一八三五年・四〇年刊行)を携えてアメリカに渡り、旅行・滞在中、折りに触れてトクヴィルの著作をひもといたのではないかと私は想像する。トクヴィルからの影響は、ダイシーの一生を通じて続いたことがわかる。ダイシーは、トクヴィルの論文を英訳した

J・S・ミルからも、多大の影響を受けている。ダイシーは、オックスフォード大学時代に読んだJ・S・ミルの『自由論』(On Liberty, 1959)に感動し、後年、一九〇〇年に「ミルの『自由論』」の講義の中で、次のように回顧している。「オックスフォード大学時代に、我々はJ・S・ミルを飲み込んだ。かなり未消化のまま。ミルは、一八六〇年まで、我々の主要な知的食物であった(“At Oxford we swallowed Mill, rather undigested: he was our chief intellectual food until 1860.”)⁽³⁹⁾」ミルのダイシーへの永続的な影響は、人間を判断するにあたって最終的な判断基準として論理的な思考の強調となつてあらわれた。しかし、ミルが当初の個人主義の観念から離れていけばいくほど——周知のように、晩年のミルは「社会主義」に共感していくようになる⁽⁴⁰⁾——、ダイシーは、自分の青年期の神格化された人(Demi-god)ミルへの信仰を持ち続けることが少なくなつていった⁽⁴¹⁾。それとは対照的に、ダイシーは、憲法上の諸理論について、トクヴィルへの関心が強くなつていく⁽⁴²⁾。

一八六七年の第二次選挙法改正に対して、ダイシーは、その改革を支持しており、W・バジヨットより、選挙権の拡大に伴う「多数者の専制」への不信は少ない。「多数者の専制」をトクヴィルの影響を受けて強く主張していた当時のJ・S・ミルは、すでに触れたように、この選挙法改正を歓迎し、国会議員として婦人参政権の導入を主張しているが、次の総選挙では落選している。グラッドストーンは、自由党の領袖として、保守党の領袖B・デイズレーリと政治家として政略の渦中におり、有名な「暗闇の中での跳躍」(Leap in the dark)によりデイズレーリに油揚げをさらわれたような役割を演じた。

註

- (一) Lord Annan, "The Intellectual Aristocracy", in J. H. Plumb(ed), *Studies in Social History*, pp.243-87, quoted from Richard A. Cosgrove, *The Rule of Law: Albert Venn Dicey, Victorian Jurist*, The University of North Carolina

Press, 1980, p.4 note 2.

- (2) Richard A. Cosgrove, op.cit., p.5.
- (3) 田島裕「訳者解題」伊藤・田島訳・『憲法序説』(学陽書房・一九八三年)四五—頁。
- (4) Richard A. Cosgrove, op.cit., p.8.
- (5) アイルランドのベルファスト(Belfast)で生まれた、イギリスのジャーナリスト、政治家。オックスフォード大学トリニティカレッジで古典を専攻、ダイシーと出逢い、終生の親友となる。オックスフォード大学ローマ法欽定講座担当教授(一八七〇—一九三年)として、大陸法(Civil Law)を教え、ローマ法研究の復活を提唱した。国会議員を務め(一八八五—一九〇六年)、その間に、外務次官、通商委員会委員長、アイルランド担当大臣などを歴任。さらに駐米大使(一九〇七—一九一三年)となり、一九一四年には、子爵の称号を与えられた。著作家としても有名で、『神聖ローマ帝国史』(The Holy Roman Empire, 1864); *The American Commonwealth*, 1888; *Studies in History and Jurisprudence*, 2vols, 1901; 『近代民主政治』(Modern Democracies, 1921)があり、*English Historical Review*の創刊にも尽力した。『近代民主政治』に対して、ロンドン・タイムズが「八二歳の高齢に於て努力的研究、及び旅行の結果として二二〇頁の大著を出したるは他に其類ありや」(ブライス著・松山武譚『近代民主政治』第一巻(岩波文庫・一九二九年)四頁)と書いた。同書は、公職引退後、日本・オーストラリア・ニュージーランド等を訪問し、その結果として書かれた古典的名著であるが、イギリスで刊行された、後掲参照文献二冊の人名辞典の Bryce の項には、*The American Commonwealth*は載っていないが、*Modern Democracies*の記載はない。アイルランドの自治を強く主張し(a strong home-ruler)、大学改革、貴族院改革に強い関心をもち、その推進に積極的な活動をした。第一次大戦勃発時(一九一四年)には、アメリカ参戦への働きかけに尽力し、成功させ、また国際連盟の結成を推進した。ブライスは、ダイシーを推薦して地方の大学での非常勤講師や講演など学術活動を続けさせた。オックスフォード大学のヴァイナ・イギリス法講座担当教授(〈Vinerian Professor of English Law〉、同講座の最初の担当者は、ブラックストン)の席が空いた時、その候補者には、ポロック(Frederick Pollock)やアンソン(William Anson)等が有力な競争者として候補にあったが、無二の親友ブライスの引き立ても有利に働き、ダイシーがその席に就いた(R. A. Cosgrove, op.cit., p.46)。ダイシーとブライスは、一九二二年、同じ年に、相次いで逝去するまで、私的な面だけでなく、学問上も互いに助け合っていた。田島・前掲「訳者解題」伊藤・田島訳・前掲註(3)四六—三頁、田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会・一九九一年)九二—八頁。Magnus Magnusson(ed.), *Chambers Biographical Dictionary*, Chambers, 5th ed., 1990, p.221; *The Wordsworth Dictionary of Biography*, Wordsworth Editions Ltd., 1994, p.65.

- (6) Dicey to Bryce, 12 November 1918, *Bryce papers*, quoted from R. A. Cosgrove, op.cit., p.8, note 22.
- (7) James Trager, *The People's Chronology*, Autumn Press Ltd., London, 1992, p.446.
- (8) フランスの歴史家・政治家。一八〇五年パリに生まれ、五十九年カンヌで逝去。一八三五年、九歳年上のイギリス人の女性マリイ・モットレイ (Marie Motley) と結婚。トクヴィルのイギリスとのつながりは、この結婚相手だけでなく、彼の出身地 (ブリュターニエのコタンタン半島のトクヴィルの領地) が、もともとノルマンディ公ウイリアム一世の征服と結びついている点にもある。一八三三年の第一回訪英以来、数回イギリスを訪れ (最後の訪問は一八五七年)、多くの自由主義者たちと親交している。その中には、J・S・ミルもあり、ミルは「多数者の専制」をトクヴィルから学んだものと思われる。トクヴィルの政治上の重大な貢献は、民主政治 (デモクラシー) における欠点の一つとして、「多数者の専制」を明らかにしたことである。この数度の訪英は、トクヴィルが自由主義を身につけるのに役立った。トクヴィルは、一八二五年法曹資格をとり、ベルサイユで陪席判事になった。三一年に内務大臣の使命を受けてアメリカの刑務所制度の調査をするため、友人ポーモンとともに、一八三二年四月から一八三三年二月まで、アメリカ (主に東部と北部) を旅行し、多くの知名人や一般民衆と逢って話しをきき、また資料をたくさんもらって帰国した。帰国後、直ちに公用の使命の報告書「アメリカの刑務所制度とそのフランスにおける応用」を提出している。一八三五年「アメリカの民主政治」の第一編 (第一巻と第二巻) を出版し、一八四〇年に第二編 (第三巻) を出版した。同書は、ヨーロッパで名声を博した。一八三九年に議員に当選して以来、一五年間政界で活動した。一八四九年六月二日から同年二月二日までわずか四ヶ月間、第二共和制下で外務大臣として、フランスの最も危機的な時期に、フランスに自由を維持しようと努めたが、失敗した。第二帝政の際、ナポレオン三世と衝突して下野、歴史研究に専念した。主著は、「アメリカの民主政治」、「旧制度とフランス革命」。トクヴィルは、地方自治の伝統を封建制度下における地方的貴族制に見いだしている (彼がこの点を指摘した論文「一七八九年前後のフランスの社会的並びに政治的狀態」は、一八三六年に *London and Westminster Review* に発表された。J・S・ミルが英訳している)。トクヴィルの地方自治がデモクラシーに貢献するという考え方は、ダイシーの親友J・ブライスがその著書『近代民主政治』 (*Modern Democracies*, 1921) において述べた有名な言葉「地方自治は、民主主義の学校である」と響き合うものがある、と思われる。Cf. Magnus Magnusson (ed.), op.cit., p.1465; *The Wordsworth Dictionary of Biography*, 1994, p.419. 大学教育社編『新訂版・現代政治学事典』(ブロン出版・一九九八年) 八八七頁、トクヴィル (井伊玄太郎訳) 『アメリカの民主政治 (上) (下)』(講談社文庫・一九七二年) 上巻一〇一五頁、下巻四九四頁。
- (9) ダイシーの母親の兄。ロンドンで生まれ、哲学者・文芸批評家として活躍。ジェイムズ・F・ステイウン (James Fitzjames

- Steven) の兄、奴隷廃止主義者 (abolitionist) の James Steven の孫、女流作家バージニア・ワルフ (Virginia Adeline Woolf, 1832-1941) —— 「ブルームズベリー・グループ」の一員で、同じグループの仲間、哲学者 G. H. ムアの影響を強く受けた。J. M. ケインズや「サイクトリア朝時代の著名人」(Eminent Victorians, 1918)・「サイクトリア女王」(Queen Victoria, 1921) の伝記作者の L. ストローチャー、"インクへの道" (A Passage to India) を書いた E. M. フォスター、歴史家トマス・ハリマン、O. ハックスリー等の同グループの仲間と交流があった——の父。L. ステイヴァンの著作中、*The History of English Thought in the Eighteenth Century* (1876) が、一般に彼の最も重要な作品とされているが、ほか、*English Men of Letters* や、*ハリスと世に染り出す*。たゞ、*his biography of Samuel Johnson* (1878), *Pope* (1880), *Swift* (1882), *George Eliot* (1902), *Hobbes* (1904) の伝記、*The Utilitarians* (3 vols, 1900) 等があり、「英国人名辞典」(*The Dictionary of National Biography* [1882-91]) の初代編集長でもあった。
- (10) Richard A. Cosgrove, op. cit., pp. 34-35. 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 四五五頁。
- (11) Ivor Jennings, "In Praise of Dicey" p. 128 quoted from R. A. Cosgrove, op. cit., p. 69, note 15.
- (12) Walter Bagehot, *The English Constitution*, Fontana ed., 1963, p. 267. 小松春雄訳「イギリス憲政論」(世界の名著) (中央公論社・一九七〇年) 三〇一頁。
- (13) Richard A. Cosgrove, op. cit., p. 35.
- (14) A. V. Dicey, *Law of the Constitution*, 8th ed., Macmillan, 1915, p. vi. (1st. ed., 1885). 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 一八頁。
- (15) A. V. Dicey, op. cit., p. 19. 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 一八頁。
- (16) A. V. Dicey, op. cit., p. 463. 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 四三六頁。
- (17) W. Bagehot, *The English Constitution*, Introd. pp. xxxv and xxxvi from quoted, A. V. Dicey, op. cit., pp. 464-4, p. 464 note 1. 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 四三六頁。
- (18) A. V. Dicey, op. cit., pp. 463-4, 伊藤 = 田島訳・前掲註 (㉔) 四三六頁。
- (19) A. V. Dicey, *Lectures on the relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, Macmillan, 2nd ed. with a preface by E. C. S. Wade, 1962, p. 251. A. V. ダイシー (菊地監修 = 清水訳) 「法律と世論」(法律文化社・一九七二年) 二五四頁。吉田善明「代表民主制論の法的研究——一九世紀イギリス憲法を素材として」『法律論叢』(六一巻) 二・三合併号、明治大学法律研究所・一九八八年) 八二頁、九三頁、参照。

- (20) 吉田・右掲論文八二頁。A. V. Dicey, op. cit., p. 251.
- (21) 吉田・右掲論文八二頁。A. V. Dicey, op. cit., p. 254. 菊地監修「清水訳・前掲註『法律と世論』(法律文化社・一九七二年)二五六頁。ただし、訳文は、一部、変えた。
- (22) 吉田・右掲論文八七頁。
- (23) 吉田・右掲論文・六〇—六一頁。
- (24) ヘンリー・フォーセット(Henry Fawcett, 1833-84)は、イギリスの政治経済学者(political economist)で、改革家(reformer)で、ソールズベリ(Salisbury)に生まれた。Millicent Garrett Fawcett (m. 1867) [1847-1929]——イギリスの選挙権および教育改革家と結婚——ヘンリーは一八五八年、shooting accidentで失明したが、一八六三年にケンブリッジ大学でpolitical economyの教授になり、六五年には自由党の国会議員に選出された。彼は、婦人参政権を唱導・擁護し、一八六七年の第二次選挙法改正の実現に国会議員として尽力した。Magnus Magnusson(ed.), op. cit., p. 504. [前掲註(5)文献]
- (25) *The Radical Programme*, with a Preface by the Right Hon. J. Chamberlain, M. P. Reprinted, with addition, from *the Fortnightly Review*: Chapman and Hall, 1885. quoted from A. V. Dicey, op. cit., Law and Public Opinion, p. 256 note 1.
- (26) A. V. Dicey, op. cit., pp. 256-7. 菊地監修「清水訳・『法律と世論』(法律文化社・一九七二年)二五七—八頁。ただし、訳文は少し変えた。
- (27) A. V. Dicey, Ibid. 菊地監修「清水訳・前掲註(19)二五八頁。
- (28) 周知のように、イギリスでは、第一次大戦中の一九一八年に、第四次選挙法改正が可決され、三〇歳以上の女性選挙権が実現したこと、および、それ以降の選挙法改正を、現代の我々は、歴史の「後知恵(hindsight)」として知っているが、一九一四年の時点でダイシーが「法と世論」の「第二版への序論」を執筆したときには、ダイシーは、一八八四年の第三次選挙法改正が「最後の偉大な選挙法改正法」になると確信していた。それは、第一次世界大戦が一九一八年に終結した時に、当時の人々が、この戦争が最後の世界戦争になると信じていたのと同様であろう。
- (29) シ・ケアも、ダイシーと同じく、この頃から、議会制から議会制民主主義(Parliamentary Democracy)へと、統治の構造(Constitution)が変化したと述べている。Sir David Lindsay Keir, *The Constitutional History of Modern Britain 1485-1951*, 5th ed., 1953, pp. 456, Adam & Charles Black (1st ed., 1938)
- (30) ウィリアム・ロズセット(William Cobbett, 1763-1835)。イギリスの政治評論家で、自由主義運動の先駆者。小農家(a

small farmer) の息子として生まれ、貧者の擁護者・闘士。一八〇二年、週刊の *Cobbett's Political Register* を創刊し、一八一七年に三ヶ月の中断をするが、彼の死まで刊行し続けた。急進的論陣を張り、一八三三年の第一次選挙法改正以後、庶民院(下院)において普通選挙法の実現を訴えた。Magnus Magnusson(ed.), *Chambers Biographical Dictionary*, p.324. なお、フエロマン社会主義者であった D・G・H コールの『ウイリアム・コネット』参照。 Cf. George Douglas Howard Cole, *William Cobbett, Febian Biographical Series No.9, 1925*. 訳文は、大前朔郎訳「ウイリアム・コネット」堀経夫・大前朔郎監訳『イギリス社会思想家伝』(ミネルヴァ書房・一九七八年)所収、四一―六〇頁。

(31) A. V. Dicey, op. cit., (1914), pp. lxxxii-lxxxvii. A・V・ダイシー(菊地監修・清水訳)前掲註(19)五〇―五六頁。ただし、訳文は一部変えた。

(32) householder(自家保有者)。イングランドで一八三三年の選挙法改正以前、多くの自治都市において、選挙権があるとされていた家屋の占有者。一定価値以上の家屋の現実の占有者は、イングランドで陪審員になる義務を負っていた。この「一定価値」が「〇ポンド」ということになる。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会・一九九一年)四一七頁。

(33) A. L. Lowell, *Public Opinion and popular Government*, p.295, quoted from A. V. Dicey, *Law and Public Opinion*, Macmillan, 1962, pxcii note 1. (1st ed. 1905) This part in this book was written in 1914 as 'introduction to The Second Edition' by A. V. Dicey.

(34) 以下は「ダイシーが本文(『法と世論』の「第二版への序論」)に付したダイシーの註である。

“Will socialism remain buried in disdain with which the socialists of 1848 are so justly covered? I put the question without making any reply. I do not doubt that the laws concerning the constitution of our modern society will in the long run under-go modification; they have already done so in many of their principal parts. But will they ever be destroyed and replaced by others? It seems to me to be impracticable. I say no more, because—the more I study the former condition of the world and see the world of our own day in greater detail, the more I consider the prodigious variety to be met with not only in laws, but the principals of law, and the different forms even now taken and retained, whatever one may say, by the rights of property on this earth—the more I am tempted to believe that what we call necessary institutions are often no more than institutions to which we have grown accustomed, and that in matters of social constitution the field of possibilities is much extensive than men living in their various societies

are ready imagine.”—*Recollections of Alexis de Tocqueville*, English translation, by de Mattos, pp.100, 101.

(35) A. V. Dicey, op.cit., pp.xc-xciv. 菊地監修・清水訳・前掲註(19)五七—六〇頁。

なお、ダイシーの原書の中のトクヴイルの引用部分は、ダイシーによってフランス語のままて引用されている。

(36) メイトランドの批判は、メイトランドがダイシーに宛てた手紙によって知ることが出来る。 Cf. Richard A. Cosgrove, op.cit., p.177 note 2. 上の点を紹介するものとして、伊藤・田島訳・前掲註(3)四六—五頁註(37)。

(37) R. A. Cosgrove, op.cit., p.41.

(38) R. A. Cosgrove, op.cit., p.22.

(39) Albert Venn Dicey, “Mill ‘On Liberty’” p.17. This lecture, delivered 8 November 1900, was the first in a series on Mill, quoted from R. A. Cosgrove, op.cit., p.12 note 41.

(40) ミルが晩年に出版を計画していた『社会主義論』は、結局、未完成のままて遺稿となった。この遺稿は、ミルの死後六年たつて一八七九年に、ヘレン・テイラー(テイラー夫人の前夫の娘)によって、『フォートナイト・レビュー』誌——かつて、W・バジョットが同雑誌の創刊号(一九六五年)から後に『イギリスの国家構造』となる書物の基になる連載評論を掲載した雑誌——に発表され、同年、フランス語に、翌年にはドイツ語にも翻訳され、国の内外で反響を呼んだ。ドイツ語の訳者は、精神分析の創始者として有名なジグムンド・フロイト(Sigmund Freud, 1856-1939)であった。杉原四郎【J・S・ミルと現代】(岩波新書・一九八〇年)一三〇頁。 Cf. Alan Ryan, J. S. Mill, Routledge & Kegan Paul, 1974, p.179, pp.183-9.

(41) R. A. Cosgrove, op.cit., p.13.

(42) Ibid.

V. 結びにかえて——ミル、ダイシーと一九一〇年歳入法——

ヴィクトリア女王は、一八三七年に王位に就き、一八九七年には即位(在位)六〇周年の記念式典が盛大に行われ、ロンドンのシテイをパレードした。それから四年後に女王は崩御し、ヴィクトリア朝時代は、幕をおろすことになる。

(ちなみに夏目漱石は、その葬列を見ている。)それは、ほぼ一九世紀と重なっていた。

二〇世紀のはじめに、『一九世紀におけるイギリスの』法と世論』を書いたA・V・ダイシーは、その一九一四年版に
とくに付言して、次のように述べた。「イギリス人に知られている近代の著作家たちのうち、現代史のコースを予言し
たといつてよいと私に思われるのは、せいぜい三人にすぎない。その三人とは、パーク、トクヴィル、それにバジヨッ
トである。⁽¹⁾」

現代を予測した近代の著作家たちの中に、J・S・ミルの名があげられていないことは興味深いことである。ミル
は、所詮、時代認識と将来予測において、すぐれたものをもつていなかったからと云うのであろうか？ また、ダイ
シーによつて名前をあげられた三人が三人とも、貴族または貴族的な精神の持ち主であったことは、単なる偶然であ
らうか？

バジヨットは、『イギリスの国家構造』(一八六七年)の中で、まだ王位についているヴィクトリア女王のことを「引
きこもつた未亡人」(a retired widow)と書き、ヴィクトリア女王の長男であり、ヨーク公の父にあたる当時は皇太子
(the Prince of Wales)であつた、後のエドワード七世(Edward VII, 一八四一—一九一〇年、王位一九〇一—一〇年)を「定
職のない一青年」(an unemployed youth)として描く、⁽²⁾リアルで、皮肉っぽく、冷徹な、といふより辛辣な観察眼と表
現力をもつていた。かつてアメリカのバジヨットたろうとしていたウッドロウ・ウィルソン(Woodrow T. Wilson、一
八五六一—一九二四年、第二八大統領一九一三—二二年)が、まだプリンストン大学の教授だつたころに、バジヨットのこと
を「わが師」(master)と呼んでいたが、バジヨットの死後一八年経つてから発表された『アトランティック・マンズ
リー』誌(Atlantic Monthly)の二つの論文の中で、ウィルソンは、こう記している。「もしも私が人間の教養を自由
自在に活用し、ウォルター・バジヨットのような聡明で洞察力があり、伶俐な醒めた批評家(sane, sagacious penetrative

critic of men) となれるならば、わが国民を教育し啓発するために立ち上がってみたいと思うだろう。」⁽³⁾ (傍点・小山)

他方、J・S・ミルは、恋をした人妻を二〇年も待って、結婚したロマンチストであり、死後、一八七九年に刊行された『社会主義論』を読んでもみると、いわゆる経済的・社会的弱者へのあたたかいまなざしと正義感を感じるが、リアルで洞察力のある現実認識能力の点に関するかぎり、バジヨットに及ばないように私には思われる。すなわち、A・マーシャルの言う cool heads と warm hearts は、抜群に秀れていたが、リアルな現実認識力および歴史認識と洞察力の点においては、人並みであった、と思われる。

一九〇九年に自由党内閣の提出した予算案 (budget) (ロイド・ジョージの「人民予算」) Ⅱ 歳入法案 (Finance Bill) は、貴族院によって否決され、再び、「憲法的危機」が発生した。この予算案には、土地課税と所得税への累進課税の導入が含まれていた。⁽⁴⁾

ダイシーは、一九一四年に刊行された前掲『一九世紀におけるイギリスの法と世論』の「第二版への序論 (Introduction)」の中で、一九一〇年歳入法 (Finance Act, 1910) の成立によって、税負担が重くなったこと自体を驚くと同時に、それ以上に、租税が社会政策の手段——地主の所有する土地の自然増価益に課税する等によって、その税財源で国民健康保険や失業保険や老齢年金等の社会福祉政策を行おうとすることを指す——として用いられたことに驚きを示し、それを次のように非難した。⁽⁵⁾

「……一九一〇年歳入法が、単に国家の財政需要にみあった必要な歳入を調達・確保するためだけでなく、むしろ団体主義者 (collectivist) の喜ぶ社会目的達成のために可決された法律であることは、明白な事実である。……そのような課税は、容易に暴政の道具 (instrument of tyranny) となるであろう。かくして土地国有化を志す革命家は、重税をかけることによって、私的所有者の所有する土地の地価を下落させ、ついには所有者は、実際の値段 (real worth) よりも

ずっと安い値段で土地を進んで売らざるを得なくなる。革命 (Revolution) は、暴力によらずして、たとえ国家の財政需要に應ずるための課税という、もっともらしいが、しかし人を誤らせる表現の下に (under the specious though delusive appearance of taxation) 実現されるからといったところで、やはり尊敬する価値を認めるわけにはいかないのである。」

ダイシーは、保守党の政治家と同様に、一九一〇年歳入法を、一種の「革命」として認識していたのである。彼は、基本的には、イギリス自由主義経済期の法学者であった。別言すれば、彼は、基本的には、ヴィクトリア朝時代中期の代表的法学者の一人であった。⁽⁶⁾ この一九世紀後半期を代表する法学者は、一九一〇年歳入法の課税条項に関するかぎり、近代法原理としての個人主義・自由主義への確固たる信頼と、Collectivist への不快感を示したのであった (この点では、anti-collectivist or individualist としての初期・中期の J・S・ミルと同じであった)。⁽⁷⁾ かつて、ヴィクトリア朝時代に、「過渡期の思想家」として J・S・ミルが架橋した Old Liberalism から New Liberalism への移行が、単に思想・理論のレベルだけでなく、自由党内閣による現実の政策 (Realpolitik) として展開していく時期を迎えたのである。ダイシーが晩年に迎えたこの時期は、一つの時代が終わり、新しい時代を迎えようとしている時代の変わり目であった。新しい思潮 (New Liberalism) を代表する思想家は、J・A・ホブソン等であり、W・チャーチルやロイド・ジョージ等の当時少壮の政治家たちが、広い意味ではこの思潮の影響下にあった。この少壮の自由党政治家等によって推進されたニュー・リベラリズムの社会政策は、その後のイギリスにおける「福祉国家」(Welfare State) 思想へとつながっていくものであった。

一九一〇年歳入法における土地課税は、土地の「不労増加価値」に直接、課税するというまったく新たな課題法原則を打ち建て、しかもそれを。一定の社会政策的目的の実現のための手段として設定した点において、⁽⁸⁾ 画期的であった。⁽⁹⁾ それは基本的には、J・S・ミルが、約半世紀前に理論として考えたことからの現実における法制化であった。

- (1) A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, Reissued with a Preface by E.C.S. Wade, Macmillan, 1962, pp. xxiv-xxv (1st ed., 1905; 2nd ed., 1914).
- (2) Walter Bagehot, *The English Constitution* (World's Classics edition), Oxford U.P., 1928, p. 30. 小松春雄訳・「イギリス憲政論」〔世界の名著〕(中央公論社・一九七〇年) 九二頁。深瀬基寛訳・「英国の国家構造」(清水弘文堂書房・一九六九年) 五八頁。The *Collected Works of Walter Bagehot*, *The Economist*, Vol. V, p. 58.
- ウィクトリア女王は、一八六一年に夫のアルバート公を失い、その死の衝撃から、その後は政務をはなれるようになった。彼女は、以後、国家的儀式にも姿を現さず、隠遁生活に入り、一九〇一年に逝去するまで喪服を着用した。もともと、ウィクトリア女王は、一八七四年からテイズレーリの進言によって政務に復帰する。それまでの間は、当時皇太子だった息子エドワード七世が代理出席していた。以上のような事実をとらえてバジヨットは、本文のように表現したのである。参照、京都大学西洋史辞典編集会編『新編西洋史辞典』〔改訂増補版〕(東京創元社・一九九三年) 八六頁。
- (3) ウッドロー・ウィルソンの二つの論文とは、November 1895 and October 1898 of *Atlantic Monthly*, quoted from K.C. Wheare, *Walter Bagehot*, Oxford U.P., 1974, p. 8. なおのちに、アメリカの大統領となったウィルソンが第一次大戦後の一九一九年に、ヴェルサイユ会議(パリ講和会議)に出席するためにヨーロッパを訪れ、まず最初にサマセットシャーのパジョットの墓地に詣でた。参照、河合秀和「クロスマンの『憲政論』」(世界の名著・第七二巻) 付録六号(中央公論社・一九八〇年) 三頁。
- (4) Cf. George B. Adams, *Constitutional History of England*, Jonathan Cape Ltd., London, 1921, p. 489. F. Shehab, *Progressive Taxation-A Study in the Development of the Progressive Principle in the British Income Tax*, O.U.P., 1953, pp. 250, 254. 各々註。
- (5) A. V. Dicey, op.cit., pp. li-lij.
- (6) Alan Ryan, *J. S. Mill*, Routledge and Kegan Paul, 1974, p. 175.
- (7) Friedrich A. Hayek, *The Road to Serfdom*, George Routledge, 1946, p. 136. ハイエク(一谷二郎訳)『隷従への道』二三七―二三八頁。西山千秋訳『隷従への道』(春秋社・一九九二年) 二四八頁。なお、下山英二「ダイシイ」伊藤正己編『法学者・人と作品』(日本評論社・一九八五年) 一七四頁。
- (8) 一九一〇年歳入法によって実現した所得・資産の再分配の手段(measure of redistribution)として課税を利用すべきだと

- いふ思想は、一九世紀末にすでに New Liberalism の名におよび主張せられた。H. C. G. Matthew & Kenneth O. Morgan, *The Modern Age* (The Oxford History of Britain, Vol. V.), Oxford U.P., 1992, pp. 53-54.
- (9) 佐藤芳彦「人民予算」における土地課税の成立」『西洋史研究』(新輯六号・一九七七年)四二頁。